

<h1>名古屋市公報</h1>	平成31年 3月 6日	第1298号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
<b>規 則</b>		
○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課)	(第2号)	5
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則 (住都・総務課)	(第3号)	6
○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則 (会計・審査課)	(第4号)	10
<b>告 示</b>		
○ 収納代理金融機関の指定に関する告示の一部改正 (会計・出納課)	(第89号)	59
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について (緑土・緑地管理課)	(第90号)	60
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課)	(第91号)	61
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課)	(第92号)	63
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 (健福・保護課)	(第93号)	66
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・保護課)	(第94号)	67
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退 (健福・保護課)	(第95号)	69
○ 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課)	(第96号)	70
○ 生活保護法による指定医療機関の変更 (健福・保護課)	(第97号)	71
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止 (健福・保護課)	(第98号)	72
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課)	(第99号)	73
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更 (健福・保護課)	(第100号)	74
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課)	(第101号)	75

○ 名古屋市障害者スポーツセンターの臨時開館について	(健福・障害企画課)	(第102号)	80
○ 市街地再開発事業の事業計画の変更の認可	(住都・都心まちづくり課)	(第103号)	81
○ 市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧	(住都・都心まちづくり課)	(第104号)	82
○ 家賃算定に関わる利便性係数について	(住都・住宅管理課)	(第105号)	83
○ 名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課)	(第106号)	85

---

## 規 則 の あ ら ま し

### ○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第 2号）

#### 1 改正内容

保険料等の減免について、規定の整備を行います。（附則関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行します。

### ○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第 3号）

#### 1 改正内容

市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

#### 2 施行期日

平成31年 5月 1日から施行します。ただし、市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る入居手続等に関する規定は公布の日から、別表第 1 1公営住宅の表の改正規定中戸田荘及び氷室荘の項を改める部分並びに別表第 3 1公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中新上名古屋荘、戸田荘、港楽荘及び氷室荘の項を改める部分は同年 3月 1日から、同表の改正規定中山田東荘及び竜宮荘の項を改める部分は同年 4月 1日から施行します。

### ○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則（第 4号）

#### 1 新たな財務会計総合システムの稼働に伴う改正

平成31年 4月より稼働する新たな財務会計総合システム（以下「新財務システム」という。）は、調定行為、支出命令行為のほか、予算の執行管理、支出負担行為など、出納機関が行う会計事務に関連する事務の意思決定内容を電子計算機に登録することにより、その内容を電子的に蓄積するとともに、その事務の一部について、行政文書の起案、決裁等の事務の処理を電子的に行う複合的な機能を有する情報システムとなることから、会

計規則が規定する事務の範囲を明確化し、あわせて新財務システムの利用及びその機能に基づく事務処理について規定を整備します。

また、新財務システムの機能により、電磁的記録をもって処理することとなる支出命令書等の帳票及び帳簿の会計規則様式を廃止します。

## 2 区会計事務の一部の集約化に伴う改正

会計事務の効率化を図るため、区会計管理者に委任する事務の範囲を一部見直し、市会計管理者に集約して事務処理を行うこととします。

また、区に係る会計事務をつかさどる区会計管理者の権限を明確化するため、区会計管理者による調査及び検査に関する規定並びに市会計管理者と区会計管理者の関係に関する規定を整備します。

## 3 その他内部統制の見直し

その他内部統制の推進を図るため、以下の見直しを行います。

### (1) 権限及び責任の見直し及び明確化

ア 各局予算主管課に審査出納員を置き、支出命令等の審査に関する事務の一部を委任します。

イ 出納職員等の善管注意義務を明確化します。

ウ 調定行為及び債権管理に関する責任を明確化します。

エ 支出の特例に係る事業主管課の役割を明確化するとともに、内部牽制の機関を予算主管課から市会計管理者に変更します。

オ 歳入歳出外現金等の管理等に係る役割を明確化するとともに、年次の点検の実施等に関する規定を整備します。

カ 物品管理者等の善管注意義務を明確化します。

### (2) その他規定の整備

会計規則に規定する事務処理の適正化及び合理化を図るため、用語の定義及び事務手続の明文化、会計機関相互の情報の伝達に関する見直しなど、規定の整備を行います。

## 4 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 2月25日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第 2号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

附則第 4条中「平成31年 2月28日」を「平成32年 2月29日」に改める。

附則第 5条中「平成31年 3月」を「平成32年 3月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 2 月28日

名古屋市長 河 村 たかし

### 名古屋市規則第 3 号

#### 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表山田東荘の項中

「

昭和48年度	77
--------	----

」を「

昭和48年度	77
平成28年度	56

」に改め、同表戸田荘の

項中

「

昭和44年度	425
昭和45年度	795

」を「

昭和44年度	260
昭和45年度	755

」に改め、同表氷室荘の

項中

「

昭和47年度	520
--------	-----

」を「

昭和47年度	260
--------	-----

」に改める。

別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表山田東荘の項中

「

1号から54号まで
-----------

」を「

1号から85号まで
-----------

」に改め、同表

新上名古屋荘の項中

「

1号から17号まで
-----------

」を「

1号から3号まで及び 5号から17号まで
-------------------------

」に改め、同表

戸田荘の項中

「

386号から390号まで、392号から397号まで、399号から469号まで、471号から488号まで、490号から509号まで、511号から647号まで、688号から782号まで、833号から839号まで、841号から853号まで、880号から934号まで、936号から956号まで、958号から965号まで、977号から985号まで及び1001号から1286号まで
--

」を「

386号から390号まで、392号から397号まで、399号から469号まで、471号から488号まで、490号から509号まで、511号から589号まで、688号から782号まで、833号から839号まで、841号から853号まで、880号から934号まで、936号から956号まで、958号から965号まで、977号から985号まで及び1001号から1286号まで
--

」に改め、同表

港楽荘の項中

「  
1号から59号まで  
」を「  
1号から6号まで、8号から24号まで、26号から39号まで及び41号から59号まで  
」に改め、同表

竜宮荘の項中

「  
1号から36号まで、39号から46号まで、東501号から東508号まで、東510号から東513号まで及び東515号から東523号まで  
」を「  
1号から36号まで、39号から46号まで、東501号から東508号まで、東510号から東513号まで及び東515号から東524号まで  
」に改め、同表

氷室荘の項中

「  
105号から259号まで、284号から394号まで、398号から443号まで及び501号から564号まで  
」を「  
105号から219号まで、284号から393号まで、398号から443号まで及び501号から564号まで  
」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第1 1 公営住宅の表の改正規定中戸田荘及び氷室荘の項を改める部分並びに別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中新上名古屋荘、戸田荘、港楽荘及び氷室荘の項を改める部分は同年3月1日

から、同表の改正規定中山田東荘及び竜宮荘の項を改める部分は同年4月1日から施行する。

- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 1 日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 名古屋市規則第 4 号

##### 名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 条」を「第 3 条の 2」に、「第 136 条」を「第 135 条の 2」に、「報告、検査等」を「報告、点検、検査等」に改める。

第 2 条に次の 2 項を加える。

- 2 区会計管理者は、区の会計事務に関し必要があるときは、報告を徴し又は調査することができる。
- 3 市会計管理者は、区の会計事務に関し必要があるときは、区会計管理者をして報告の徴収又は調査をさせることができる。

第 3 条に次の11号を加える。

- (4) 財務会計総合システム 金銭出納その他の会計に関する事務を処理するために電子計算機により継続的に情報を処理する仕組みで会計室が所管するものをいう。

- (5) 予算主管課 名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）第1条に規定する局及び室の予算決算に関する事務を分掌する課並びに会計室出納課、消防局総務部総務課、教育委員会事務局総務部企画経理課、同部学事課、市会事務局総務課及び区政部企画経理室をいう。
- (6) 収入調定者 市長又はその委任を受けて収入の調定をする者をいう。
- (7) 支出負担行為担当者 市長又はその委任を受けて支出の原因となるべき契約その他の行為を行う者をいう。
- (8) 支出命令者 市長又はその委任を受けて支出の命令を発する者をいう。
- (9) 前渡金受領者 令第161条第1項に規定する資金前渡を受ける職員をいう。
- (10) 歳入歳出外現金等受払通知者 市長又はその委任を受けて歳入歳出外現金等の受払通知をする者をいう。
- (11) 物品管理者 市長又はその委任を受けて物品の受払通知をする者をいう。
- (12) 歳入歳出外現金等 法第235条の4第3項に規定する歳入歳出外現金及び市の保管する有価証券であって市の所有に属しないものをいう。
- (13) 収入証拠書 納入済通知書、納付済通知書、払込済通知書、原符、還付命令書、振替命令書（歳入に係るものに限る。）、更正命令書（歳入に係るものに限る。）その他歳入に係る出納の事実を証明する書類をいう。
- (14) 支払証拠書 支出命令書、支出振替命令書、振替命令書（歳出に係るものに限る。）、更正命令書（歳出に係るものに限る。）、戻入通知書、戻入済通知書、領収証書、領収委任状その他歳出に係る出納の事実を証明する書類をいう。

第1章中第3条の次に次の1条を加える。

（財務会計総合システムによる事務処理）

第3条の2 この規則の規定により行う事務及び市長が指定する支出負担行為の手続について、財務会計総合システムを利用することができる場合は、原則として、財務会計総合システムにより行うものとする。

2 この規則の規定により作成する帳票又は帳簿については、財務会計総合システムにより作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚

によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をもって代えることができる。

3 前2項に定めるもののほか、この規則の規定による文書の作成、送付、保存その他の事務に係る財務会計総合システムの利用については、別に定める。

第4条第1号中「又は支出」を削り、「出納（小切手の振出しを含む。以下同じ。）」を「収納」に改め、同条第2号中「出納保管及び」を「収納及び保管並びに」に改め、同条第5号中「支出負担行為の確認」を「支出命令及び還付命令の審査（市会計管理者が指定するものに限る。）」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「物品会計」を「物品及び占有動産の出納保管」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 区役所において取り扱う現金の支払（当該現金を領収すべき者に直接交付するものに限る。）に関する事務

第6条中「現金取扱員」の次に「、審査補助員」を加える。

第14条の見出しを「（指定金融機関等の検査）」に改める。

第20条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、歳入又は歳入歳出外現金から歳出への出納については、この限りでない。

第21条第1項中「（第3号様式）及び振替収入書（第3号様式の2）」を削り、同条第2項中「（第4号様式）」を削り、「第68条第1項前段」を「第68条前段」に改める。

第22条中「会計管理者」を「市会計管理者」に改める。

第24条第1項中「更正先の収入調定者からの依頼に基づき」、「支出負担行為担当者からの依頼に基づき更正先の」及び「（第6号様式）」を削り、「歳出にあつては、」を「歳入にあつては更正先の収入調定者に、歳出にあつては更正先の支出負担行為担当者を経由して」に改め、同条第2項中「第68条第1項前段及び第69条第1項前段」を「第68条前段及び第69条第1項」に改める。

第25条第1項中「歳入歳出外現金等（歳入歳出外現金を除く。）」を「一時保管有価証券（市の保管する有価証券（小切手を除く。）であつて市の所有に属しないものをいう。以下同じ。）」に、「歳入歳出外現金等出納計算書」を「一時保管有価証券出納計算書」に改め、同条第2項中「（第11号様式及び第

12号様式)及び歳入歳出外現金等出納計算書(第10号様式及び第13号様式)」を「、一時保管有価証券出納計算書(第10号様式)及び歳入歳出外現金出納計算書」に改める。

第27条から第29条までを次のように改める。

(出納職員等による現金の保管責任)

第27条 会計管理者、現金出納員、現金取扱員及び前渡金受領者(以下「出納職員等」という。)は、その保管に属する現金を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

2 出納職員等は、その保管に属する現金を、私金と混同してはならない。

第28条及び第29条 削除

第30条中「、支払証拠書及び更正証拠書」を「及び支払証拠書」に改める。

第32条の2中「令第161条第2項の規定により資金を前渡して行う」を削り、「過納又は誤納」を「誤納又は過納」に、「については」を「のうち、市会計管理者が指定するものについては、令第161条第2項の規定により」に改める。

第32条の3第2項中「市長」を「市会計管理者」に改める。

第33条第2項を次のように改める。

2 前項の保管換をするために必要な手続は、市会計管理者が別に定める。

第34条を次のように改める。

第34条 削除

第34条の2第1項中「調定決裁書(第18号様式)」を「速やかに調定決裁書」に、「しなければならない」を「し、市の債権を明らかにしなければならない」に改め、同条第2項中「調定額」を「その内容」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、財務会計総合システム以外の情報システム(市長が指定するものに限る。)を利用して行う調定については、市会計管理者が別に定める方法によることができる。

第35条第1項中「調定決裁書兼収納金出納簿(第18号様式の2)」を「調定決裁書」に、「調定決裁書兼収納金出納簿」を「調定決裁書」に改める。

第39条中「又は第20号様式の3」を「、第20号様式の3又は第20号様式の4」に改める。

第40条第1項中「又は第21号様式の6」を「、第21号様式の6又は第21号様式の7」に改める。

第45条第4項中「領収書管理簿」の次に「(第25号様式の2)」を加え、同条第5項中「朱書したうえ」を「引き、又は」に改める。

第46条を次のように改める。

(現金取扱員の事務手続)

第46条 現金取扱員が現金を取り扱ったときは、領収書(控)(領収書を交付しない収入にあつては、現金収納の内容の明細を記載した書類)に現金を添えて現金出納員に提出しなければならない。

第47条第1項ただし書中「会計管理者」を「市会計管理者」に改める。

第48条第3項中「5日」を「5日(名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)の日数を除く。)」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)」を削る。

第52条第1項及び第53条中「会計管理者」を「市会計管理者」に改める。

第54条第1項中「(第28号様式)」を削り、同条第2項中「会計管理者」を「市会計管理者」に、「(以下「会計管理者等」という。)」を「(財政局税務部収納対策課に配置された審査出納員に限る。)」に改め、同条第3項中「会計管理者」を「市会計管理者」に改め、同条第4項を削る。

第55条中「(第30号様式)」を削り、「手続をし、直ちに、その内容を会計管理者に通知するものとする」を「決裁を経なければならない」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 収入調定者は、前項に規定する不納欠損処分があつたときは、直ちに、その内容を会計管理者に通知するものとする。
- 3 第34条の2第2項の規定は、前項の規定により通知する場合について準用する。

第56条第1項中「歳入金で」を削り、「ものが」を「歳入が」に改め、「直ちに調定繰越管理簿(第31号様式)に登載するとともに、」及び「当該繰越額を」を削り、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該繰越額に係る債権の管理に関しては、名古屋市債

権管理条例（平成23年名古屋市条例第16号）第4条の定めるところによる。  
第56条に次の1項を加える。

3 第34条の2第2項の規定は、第1項の規定により通知する場合について準用する。

第57条第1項中「（第33号様式）」を削る。

第57条の2中「、差引保管額及び確認欄等」を「及び差引保管額等」に改める。

第58条及び第59条を次のように改める。

第58条及び第59条 削除

第60条第1項中「調定決裁書兼収納金出納簿又は」及び「（第36号様式）」を削り、「これらに代わる帳簿（以下「収納金出納簿等」という。））」を「これに代わる帳簿」（以下「収納金出納簿等」という。））」に改める。

第60条の2第2項中「会計管理者」を「市会計管理者」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 区会計管理者は、前項の検査の結果について市会計管理者に報告しなければならない。

第61条の見出し中「歳入証拠書等」を「収入証拠書」に改め、同条第1項中「（戻入済通知書を除く。）、還付済証拠書及び更正済証拠書（以下「収入証拠書等」という。））」を削り、同条第2項中「戻入済通知書及び振替済に関する書類を除き、」を削り、「定めた」を「指定した」に改め、同条第5項中「収入証拠書等」を「収入証拠書」に改め、同条に次の1項を加える。

6 財務会計総合システムにより作成された収入証拠書（電磁的記録に限る。）については、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。

第62条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「定める契約に係るものその他市会計管理者が別に定める」を「指定する」に改める。

第64条第2項中「者は、」の次に「あらかじめ」を加え、「提出しなければならない」を「提出し、定期支払の登録を受けなければならない」に改め、同条第3項中「定期支払登録書（第38号様式）」を「定期支払情報確認書」に、「本条」を「以下この条」に改め、同条第4項及び第5項中「定期支払登録書」を「定期支払情報確認書」に、「会計管理者」を「市会計管理者」に改め、同

条第6項を次のように改める。

6 市会計管理者は、前項の審査を行ったときは、支出負担行為担当者に審査済の通知をしなければならない。

第66条第2項中「諸謝金その他市長が」を削り、「と認めるもの」を「ものとして市長が指定する経費」に改める。

第68条第1項中「本条」を「以下この条」に、「第40号様式」を「第41号様式」に改め、「(第42号様式)」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、支出科目が複数あるとき又は同一時期に多数の債権者に支払うときは、別に定めるところにより、必要な事項を記載した書類を添付するものとする。

第68条第2項を削る。

第69条第1項中「支出命令書により」を「支出命令書に係る書類を添えて」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「期限前5日」を「期限の5日(休日の日数を除く。)前」に、「会計管理者等」を「会計管理者又は審査出納員(以下「会計管理者等」という。)」に改める。

第70条中「第64条第6項」を「第64条第2項」に改め、「電子計算機に登録された情報により作成された」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(公共料金の支払に係る支出命令の手続)

第70条の2 第68条及び第69条の規定にかかわらず、財務会計総合システムにより電気料金、ガス料金、水道料金(下水道使用料を含む。)、通信回線使用料及び電話料金を一括して支払う場合の手続については、市長が別に定めるところによる。

第71条第1項中「命令書により」を「命令を受けたときは、」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「支出の命令書によっては確認をすることができない」を「必要があると認める」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 区会計管理者及び審査出納員は、市会計管理者が別に定める期日までに確認をし、その旨を市会計管理者に通知しなければならない。

第72条中「会計管理者」を「市会計管理者」に改める。

第74条第1項第11号中「の場所において直接支払を必要とする」を「に係る」

に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 資金前渡の期間及び金額は、前渡金の支払をしようとする時期、金額その他の事情に照らして必要最小限のものでなければならない。

第74条第4項中「までの規定」を「まで」に、「第38号様式」とあるのは「第38号様式の2」と、「別表第3」とあるのは」を「別表第3」とあるのは、」に改める。

第77条ただし書を次のように改める。

ただし、市長が指定する経費にあつては、債権者からの領収証書の徴収を省略することができる。

第77条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、債権者から領収証書を徴することが不適當又は著しく困難な場合は、支払計算書（第74条第1項第1号及び第3号に規定する資金前渡に限る。）又は直近の上司の支払証明をもって領収証書に代えることができる。

第78条及び第79条を次のように改める。

（前渡金出納簿の整理）

第78条 前渡金受領者は、前渡金の出納があつたときは、領収証書その他の関係帳票と照合のうえ前渡金出納簿に登載するとともに、現在金との符合を確認しなければならない。ただし、次条第2項第2号に掲げる経費については、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、多数の債権者に支払をする経費にあつては、市長が別に定める方法により照合し、前渡金出納簿に登載することができる。
- 3 前渡金受領者は、毎月1回以上前渡金出納簿と現在金との符合を確認し、その旨を市会計管理者に報告しなければならない。ただし、当該年度において資金前渡及び支払がない場合は、この限りでない。

（前渡金の精算）

第79条 前渡金受領者は、用務終了後10日以内に精算書又は市長が別に定める様式を作成し、事業主管課（当該経費に係る事務事業を担当する課（これに相当する組織を含む。以下この項において同じ。）又は公所（課を置く公所を除く。）をいう。以下同じ。）の長に提出しなければならない。この場合

において、支出科目が複数あるときは、年度、支出命令番号、内訳番号、支出科目、精算額等を記載した内訳書を添付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費で、かつ、資金前渡の際支払金額が確定しているものについては、同項に規定する手続を省略することができる。

(1) 第74条第1項第22号に掲げる日本郵便株式会社に支払う経費のうち市長が指定するもの

(2) 第77条第1項ただし書の規定に基づき指定された経費のうち前渡金受領者が総務局職員部給与課長であるもの

3 第1項の精算書には、前渡金出納簿（前条第2項に規定する市長が別に定める方法を含む。以下同じ。）及び領収証書（第77条第2項に規定する支払計算書又は直近の上司の支払証明を含む。以下この条において同じ。）を添付しなければならない。

4 事業主管課の長は、精算書、前渡金出納簿及び領収証書により精算の内容について調査したうえ、精算書に前渡金出納簿を添えて市会計管理者に送付しなければならない。

5 市会計管理者は、前項の規定により送付された精算書の確認を行ったときは、事業主管課の長に確認済の通知をするものとする。

6 前渡を受けた額に精算残金を生じたときは、速やかに第54条の規定による手続をしなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、令第161条第2項の規定による前渡金の精算残金については、納付書を用いて納付しなければならない。

8 第32条の2の規定により市の保管する現金から資金を交付した場合にあっては、用務終了後10日以内に、当該前渡に係る歳入予算科目から使用した保管現金への振替の手続をしなければならない。

第80条第1項中「前渡金出納簿等」を「前渡金出納簿」に改める。

第80条の2第1項中「会計管理者」を「市会計管理者」に改め、同条第2項中「会計管理者」を「市会計管理者」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市会計管理者は、必要があると認めるときは、区における前渡金受領者が

行う会計事務について、区会計管理者をして前項の検査をさせることができる。

第82条を次のように改める。

(概算払の精算)

第82条 概算払を受けた者は、その用件終了後20日以内に、次に掲げる事項が記載され、かつ、押印された精算報告書その他関係書類（以下「精算関係書類」という。）を調製し、事業主管課の長に提出しなければならない。ただし、事業主管課の長が精算関係書類を提出させ難いと認める場合は省略することができる。

- (1) 精算年月日
- (2) 精算金額
- (3) 精算金額の基礎となる明細
- (4) 概算払を受けた者の住所及び氏名

2 事業主管課の長は、精算関係書類により精算の内容について調査したうえ、精算書を作成し、精算報告書を添えて市会計管理者に送付しなければならない。

3 市会計管理者は、前項の規定により送付された精算書の確認を行ったときは、事業主管課の長に確認済の通知をするものとする。

4 概算払を受けた額に精算残金を生じたときは、速やかに第54条の規定による手続をしなければならない。

第87条中「本文」を削る。

第88条第2項中「会計管理者」を「市会計管理者」に改める。

第91条第1項及び第2項中「会計管理者等」を「市会計管理者」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 市会計管理者は、第1項及び第2項の通知を受けたときは、区会計管理者又は審査出納員にその旨を通知しなければならない。

5 出納閉鎖までに支払を終わらないとき又は戻入されないときは、当該命令又は通知は、取り消されたものとみなす。この場合において、会計管理者は、収入調定者又は支出命令者にその旨を通知しなければならない。

第92条第1項中「（還付済証拠書を除く。）、戻入済通知書及び更正命令書」

及び「（第69号様式）」を削る。

第94条の見出し中「支払証拠書等」を「支払証拠書」に改め、同条第1項中「（還付済証拠書を除く。）、戻入済通知書及び更正命令書（以下「支払証拠書等」という。）」を削り、同条第2項中「第61条第5項」の次に「及び第6項」を加え、「支払証拠書等」を「支払証拠書」に改め、同条第3項を削る。

第95条第1項を次のように改める。

収入調定者は、歳入の誤納又は過納となった金額を当該年度の歳入から払戻しを要するときは、過誤納金還付通知書（第69号様式の3）又は口頭、掲示その他の方法により納入者に通知するとともに、還付命令書に請求書又はこれに代わる還付の原因及び計算の基礎を明らかにした書類（以下「還付請求書等」という。）を添えて、会計管理者等に還付命令を発しなければならない。

第95条第3項中「令第161条第2項に規定する資金前渡」を「第32条の2の規定による資金の交付」に、「還付命令書（第70号様式の2）」を「還付資金交付命令書」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第96条及び第98条第1項中「会計管理者」を「市会計管理者」に改める。

第100条の見出し中「検査」を「点検」に改め、同条第2項中「会計管理者」を「市会計管理者」に、「検査しなければならない」を「点検しなければならない」に改める。

第101条第2項中「会計管理者」を「市会計管理者」に改める。

第103条第1項及び第3項中「会計管理者」を「市会計管理者」に、「つど」を「都度」に改める。

第104条の見出し中「検査」を「点検」に改め、同条中「会計管理者」を「市会計管理者」に、「検査しなければならない」を「点検しなければならない」に改める。

第105条中「会計管理者」を「市会計管理者」に改める。

第107条中「会計管理者」を「市会計管理者」に、「次の各号」を「次」に改める。

第108条中「会計管理者」を「市会計管理者」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第 109 条第 2 項中「会計管理者」を「市会計管理者」に、「行なう」を「行う」に改める。

第 110 条第 2 項及び第 3 項中「会計管理者」を「市会計管理者」に改める。

第 113 条中「口座振替依頼票（第 77 号様式）又はこれに代わる」を「振替先、請求先、金額並びに債権者の住所及び氏名を記載した」に、「口座振替依頼票等」を「振替先等を記載した書類」に改める。

第 114 条中「口座振替依頼票等」を「振替先等を記載した書類」に改める。

第 115 条中「会計管理者」を「市会計管理者」に改める。

第 116 条の見出し中「定義」を「管理」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

歳入歳出外現金等については、歳入歳出外現金等受払通知者がその受払いを管理し、会計管理者がこれを出納保管しなければならない。

第 119 条中「第 78 号様式又は」を削る。

第 120 条の見出しを「（有価証券による保証金等の受入れ）」に改め、同条第 1 項中「歳入歳出外現金等受払通知者は、」の次に「有価証券（小切手を除く。以下この条及び第 124 条において同じ。）により」を加え、「必要がある」を削り、「保証金納付書」の次に「（第 79 号様式）」を加え、同条第 2 項中「現金又は」を削り、同条第 3 項中「現金又は」及び「領収証書に代えて」を削る。

第 120 条の 2 を削る。

第 122 条第 2 項中「会計管理者は、」の次に「一時保管有価証券の」を加え、「保証金等」を「これ」に改める。

第 125 条中「公売保証金は、」の次に「第 120 条の規定により納付した場合であって、かつ、」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第 127 条の次に次の 1 条を加える。

（歳入歳出外現金等の点検）

第 127 条の 2 歳入歳出外現金等受払通知者は、その所管に係る歳入歳出外現金等の管理状況について、毎年 1 回以上財務会計総合システムに登録された情報、一時保管有価証券受払簿その他関係帳票と照合のうえ点検しなければならない。

2 歳入歳出外現金等受払通知者は、前項の点検の結果について、予算主管課の長を経て市会計管理者に報告しなければならない。

第 128 条ただし書を削る。

第 128 条の 2 中「、第 120 条及び第 121 条」を削る。

第 134 条第 3 項ただし書を削る。

第 4 章第 2 節第 2 款中第 136 条の前に次の 1 条を加える。

(物品管理の原則)

第 135 条の 2 物品の取得、使用、処分その他物品の管理に関する事務を行う職員は、この規則その他物品の管理に関する法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を処理しなければならない。

第 136 条第 1 項中「又は第 91 号様式の 2」を削り、同項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、第 3 項ただし書の規定に基づき登録又は登載を省略することができる消耗品に係る受入通知にあつては、納入者から提出される納品書に必要な要件を補充したのものによって物品受入通知書に代えることができる。

第 136 条第 3 項中「電子計算機又は」を「、市会計管理者が別に定めるところにより、財務会計総合システム若しくは」に、「、消耗品出納簿（第 93 号様式）若しくは金券類等出納簿（第 93 号様式の 2）（市会計管理者が指定した消耗品にあつては）」を「又は」に、「。以下「出納簿等」を「（以下「財務会計総合システム等」に改め、同項ただし書中「次の各号」を「次」に、「電子計算機又は出納簿等」を「財務会計総合システム等」に改め、同項中第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とする。

第 137 条第 1 項中「金券類等出納簿」を「物品払出通知書（第 94 号様式）」に改め、同条第 2 項中「払い出し」を「払い出すとともに、市会計管理者が別に定めるところにより、財務会計総合システム等に登録し、又は登載しなければならない。この場合において、物品出納員は」に改める。

第 138 条第 1 項中「掲げる電子計算機」を「掲げる財務会計総合システム」に改め、同項ただし書中「借用備品出納整理票」の次に「及び被服貸与整理票」を加え、同項第 1 号中「電子計算機」を「財務会計総合システム」に改め、同項第 2 号中「借用備品出納整理票」の次に「（第 92 号様式）」を加え、同条第

2 項ただし書中「電子計算機」を「財務会計総合システム」に改める。

第 141 条第 2 項中「払側」の次に「及び受側」を加え、「物品保管転換書 (1) (第98号様式) により、受側の物品管理者は物品保管転換書 (2) (第99号様式)」を「、物品保管転換書 (第98号様式)」に改める。

第 142 条第 2 項中「会計管理者」を「市会計管理者」に改め、同条第 3 項中「(第 100 号様式)」を「(第94号様式)」に改める。

第 143 条第 1 項ただし書中「物品払出通知書に代えて金券類等出納簿を用いるものとし、」を削る。

「第 3 款 報告、検査等」を「第 3 款 報告、点検、検査等」に改める。

第 146 条の見出しを「(物品の点検、検査等)」に改め、同条第 1 項中「電子計算機」を「財務会計総合システム」に、「検査しなければならない」を「点検しなければならない」に改め、同条第 2 項中「検査」を「点検」に改め、「市長」の次に「及び市会計管理者」を加え、同条第 3 項中「会計管理者」を「市会計管理者」に、「電子計算機」を「財務会計総合システム」に改め、同条第 4 項中「会計管理者」を「市会計管理者」に、「前項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市会計管理者は、必要があると認めるときは、区における物品及びその取扱いについて、区会計管理者をして前項の検査又は調査をさせることができる。

第 153 条中「第55条」を「第55条第 2 項」に改める。

第 157 条各号列記以外の部分中「帳簿」の次に「(財務会計総合システムにより作成するもの(電磁的記録に限る。))を除く。以下同じ。))」を加え、「次の各号」を「次」に改め、同条第 2 号中「つど」を「都度」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第 3 号中「そ及」を「遡及」に改め、同条第 4 号中「朱で、一線」を「二重線」に、「記入する」を「記入し、かつ、当該訂正箇所を押印して行う」に改め、同条第 5 号中「2 けた」を「2 桁」に改める。

第 158 条第 1 項中「命令書」の次に「(財務会計総合システムにより作成するもの(電磁的記録に限る。))を除く。))」を加え、「次の各号」を「次」に改め、同条第 2 項中「電子計算機」を「財務会計総合システム」に改め、「(以下「機械計算用」という。))」を削る。

第 158 条の 2 を次のように改める。

(財務会計総合システムにおける障害等)

第 158 条の 2 障害その他の事由により財務会計総合システムを利用することができない場合における事務の取扱いは、別に定めるところによる。

別表第 1 出納員の項中「(昭和22年名古屋市条例第16号)」を「第 1 条」に改める。

別表第 1 の 3 中

「

市税（個人の県民税を含む。）に係る徴収金（還付加算金を含む。）に関する次に掲げる事務 (1) 支出の命令、還付命令、振替命令及び更正命令の審査に関する事務 (2) 戻入通知及び支出命令等取消通知書の受理に関する事務 (3) 歳入歳出外現金の払出しの通知の審査に関する事務	収納管理・特別徴収事務センター
--	-----------------

」

を

「

所属する局（名古屋市事務分掌条例第 1 条に規定する局及び室、会計室、消防局、教育委員会事務局並びに市会事務局をいう。）における支出命令及び還付命令の審査（市会計管理者が指定するものに限る。）に関する事務（次項に掲げるものを除く。）	予算主管課
市税（個人の県民税を含む。）に係る徴収金（還付加算金を含む。）の還付に関する次に掲げる事務 (1) 支出命令及び還付命令の審査に関する事務 (2) 歳入歳出外現金の払出しの通知の審査に関する事務	財政局税務部 収納対策課

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 総務局予算主管課に配置された審査出納員にあつては、選挙管理委員

会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局に係るものを含む。

別表第3 7 賃金の項中「及び勤務証明書」を削り、同表8 報償費の項中

「 決裁書 (契約書、 請書又は決 裁書) 」	を	「 内訳書 (契約書、 請書又は見 積書) 」	に改め、同表9 旅費の項中「旅行命
--	---	--	-------------------

令(依頼)簿」を「旅費計算に必要な書類及び旅費計算書」に改め、同表10交  
際費の項中

「 決裁書 (契約書、 請書又は決 裁書) 」	を	「 積算の基礎 を示す書類 (契約書、 請書又は見 積書) 」	に改め、同表11需用費の項から16原
--	---	---	--------------------

材料費までの項中「決裁書」を「見積書」に、「請求書」を「契約書、請書又  
は請求書」に改め、同表17公有財産購入費の項中「決裁書」を「見積書」に改  
め、同表18備品購入費の項中「決裁書」を「見積書」に、「請求書」を「契約  
書、請書又は請求書」に改め、同表19負担金、補助及び交付金の項中「又は決  
裁書」を「、積算の基礎を示す書類又は決定通知書」に改め、「契約書」の次  
に「、請書又は見積書」を加え、同表21貸付金の項中「又は貸付申請書」を「  
貸付申請書、積算の基礎を示す書類又は決定通知書」に、「内訳書」を「決定  
通知書又は内訳書」に改め、同表22補償、補填及び賠償金の項中「、決裁書」  
を削り、同表25積立金の項中「決裁書」を「積算の基礎を示す書類」に改め、  
同表26寄付金の項中「申請書」の次に「又は決定通知書」を加え、同表28繰出  
金の項中「決裁書」を「積算の基礎を示す書類」に改め、同表備考中第2号を  
削り、第3号を第2号とし、同表備考第4号中「本表」を「この表」に、「よ  
りがたい」を「より難しい」に改め、同号を同表備考第3号とする。

別表第4中

「

1. 資金前渡	資金前渡をするとき	資金前渡に要する額	決裁書又は内訳書
---------	-----------	-----------	----------

を

」

「

1. 資金前渡（支払うべき額が確定していないものに限る。）	支出決定のとき	資金前渡に要する額	資金前渡の理由、金額及び積算の基礎を示す書類
-------------------------------	---------	-----------	------------------------

に改め、同表 5 返

」

納金の戻入の項中「、精算書又は決裁書」を「又は精算報告書」に改める。

第 2 号様式（その 2）中

「ア 借用備品出納整理票

イ 消耗品出納簿

ウ 金券類等出納簿

を

「ア 借用備品出納整理票

イ

に改める。

」

第 3 号様式から第 9 号様式までを次のように改める。

第 3 号様式及び第 4 号様式 削除



第 6 号様式から第 9 号様式まで 削除

第10号様式中「歳入歳出外現金等出納計算書」を「一時保管有価証券出納計算書」に改め、同様式備考を削る。

第11号様式から第19号様式までを次のように改める。

第11号様式から第19号様式まで 削除

第20号様式の 3 を第20号様式の 4 とし、第20号様式の 2 を第20号様式の 3 とし、第20号様式を第20号様式の 2 とし、第19号様式の次に次の 1 様式を加える。



第21号様式の 6 を第21号様式の 7 とし、第21号様式から第21号様式の 5 までを 1 様式ずつ繰り下げ、第20号様式の 4 の次に次の 1 様式を加える。



第23号様式を次のように改める。

年度 払込書									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">職 払込者 氏名</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金額</td> <td style="text-align: center;">ただし、</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会計</td> <td style="text-align: center;">科目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">主管</td> </tr> </table>	職 払込者 氏名		金額	ただし、	会計	科目		主管	払込場所
職 払込者 氏名									
金額	ただし、								
会計	科目								
	主管								

年度	原 符	領 収 書
名古屋通知書	名古屋市	名古屋市
金額	金額	職 払込者 氏名
科目	科目	金額
主管	主管	ただし、
領収日付印	領収日付印	上記のとおり領収しました。
(名古屋市保管)	(金融機関保管)	(本人保管)

この領収書は、名古屋市の指定金融機関又は収納代理金融機関の領収日付印がないと効力を生じませんからご注意ください。

第23号様式の2中

「

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

」

「

金額										円
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

に、「B 6」

」

を「A 4」に改める。

第25号様式の次に次の1様式を加える。



第27号様式から第36号様式までを次のように改める。  
第27号様式及び第28号様式 削除





支出命令書

年度	支出命令番号	内訳番号
所属		
予算種別 会計 款 項 目 大事業 中事業 小事業 節 細節 細々節	科目コード	支出命令年月日 年 月 日 支出負担行為年月日 当初 年 月 日 変更 年 月 日 検査・確認年月日 年 月 日 職 氏名
支出命令額		
件名		
債権者 住所 氏名		
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人 口座説明 委任状保管課		
支出区分 支出予定番号	支出方法 支払期限（期日）	データ総額 年 月 日 取込番号
執行 機関	支出命令	
出納 機関	会計管理者	支払年月日

（日本工業規格 A 4）

第40号様式 削除

第42号様式から第46号様式までを次のように改める。

第42号様式から第44号様式まで 削除

支出命令書

年度			
予算主管課			
予算種別 別添内訳書のとおり	支出命令年月日 年 月 日		
	支出負担行為年月日 別添内訳書のとおり		
	支払期限（期日） 年 月 日		
支出命令額			
件名			

執行機関	支出命令		
出納機関	会計管理者		支払年月日

（日本工業規格 A 4）



第53号様式から第60号様式までを次のように改める。

第53号様式から第59号様式まで 削除

第60号様式（第80条）

資金前渡事務引継書

年 月 日付更迭に伴い前渡金受領者の事務の引継ぎをしました。  
 関係書類及び現金を照合して、その内容に誤りがないことを確認しました。

年 月 日

前任者（職 氏 名） 印  
 後任者（職 氏 名） 印

資金前渡事務引継目録（ 年 月 日現在）

1 現金

ア 総額 金 円也  
 内訳 金 円也 手持現金  
 金 円也 銀行預金

イ 明細

区分	年度	命令 番号	内訳 番号	前渡受高	支払高	戻入高	残高
				円	円	円	円

2 簿冊

ア 前渡金出納簿  
 イ 預金通帳（ ）  
 ウ

3 受領予定

区分	年度	命令番号	内訳番号	受領予定額	受領予定日
				円	年 月 日

4 その他

備考 1 区分には歳入、歳出又は歳入歳出外現金の別を記入すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第65号様式中「名古屋市（区）会計管理者」を「名古屋市会計管理者」に改め、同様式備考第2号中「A6」を「A4」に改める。

第66号様式中「名古屋市（区）会計管理者」を「名古屋市会計管理者」に、「市（区）会計管理者」を「市会計管理者」に、「A5」を「A4」に改める。

第69号様式から第70号様式までを次のように改める。

第69号様式及び第69号様式の2 削除

第69号様式の3（第95条）

過 誤 納 金 還 付 通 知 書

債権者 住所			
氏名			
様			
金額			
会計		科目	
ただし、			
主管			
上記の金額を還付します。			
年 月 日			
名古屋市長			印

（日本工業規格 A5）

## 第70号様式 削除

第70号様式の2を削る。

第73号様式中「(あて先)名古屋市 (区) 会計管理者」を「(宛先)名古屋市会計管理者」に、「会計室( )」を「会計室」に改める。

第73号様式の2中「(あて先)名古屋市 (区) 会計管理者」を「(宛先)名古屋市会計管理者」に改める。

第74号様式中「名古屋市 (区) 会計管理者」を「名古屋市会計管理者」に改める。

第75号様式から第78号様式までを次のように改める。

第75号様式（第112条）

※登録番号	
-------	--

口座振替申込書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申込者 住 所

氏 名



私が名古屋市より支払を受ける下記のものについては、全て下記の口座へ振り替えてください。

記

※支払金											
金融機関名	銀行 金庫 組合			店舗名	本店 支店 出張所						
金融機関コード					店舗コード						
預金種目	1 普通	2 当座	9	口座番号							
口座名義人 (カナ)											
口座名義人											

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。  
 2 口座振替不能防止のため、通帳表紙の裏側の写しなど、金融機関名・店舗名・口座番号・口座名義人が確認できるものを添付してください。  
 3 金融機関コード及び店舗コードは、確認できた場合に記入してください。
- 備考 1 この申込書は、市長が必要と認めた場合にあっては、市長が指定した様式によることができる。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

口座振替登録票

（宛先）名古屋市長

私が名古屋市から受ける支払金は、他の受領方法を申し出たものを除き、下記の口座へ振り込んでください。

記

登録番号									提出年月日				
異動区分	1 新規	2 変更	3 取消										
債権者 (請求者)	フリガナ												
	住所	〒 -											
	フリガナ											代表者印	
	法人・団体用	法人名 又は 団体名											
	フリガナ												
個人用	フリガナ											個人印	
フリガナ											氏名		
振込口座	金融機関名			銀行 金庫 組合	店舗名		本店 支店 出張所						
	金融機関コード						店舗コード						
	預金種目	1 普通	2 当座	9	口座番号								
	口座名義人 (カナ)												
	口座名義人												
担当者名											登録者控 の返送先	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 住所以外	
電話番号													

- 注1 「代表者印」欄又は「個人印」欄には、契約書及び請求書に使用する印鑑を押してください。
- 2 登録者控の返送先が登録の住所以外の場合は、返送先が分かるものを併せて提出してください。
- 3 新規登録又は振込口座の変更の場合は、口座振替不能防止のため、通帳表紙の裏側の写しなど、金融機関名・店舗名・口座番号・口座名義人が確認できるものを添付してください。

（日本工業規格 A4）

第77号様式及び第78号様式 削除

第79号様式中「第 119 条」の次に「、第 120 条」を加える。

第91号様式を次のように改める。



第91号様式の 2 を削る。

第92号様式中「第 136 条」の次に「、第 138 条」を加える。

第93号様式を次のように改める。

第93号様式 削除

第93号様式の 2 を削る。

第94号様式を次のように改める。

第94号様式 (第137条、第142条)

物品払出通知書

年度

物品出納員 様	年 月 日	所属	払出通知						
			市 (区) 長						
払出方法		払出先							
件名									
品名	規格品質	数量	単位	単価 円	価 格 円	受入年月日	細分類 (品名番号)	備品番号	備考

(日本工業規格 A 4)

第97号様式から第 102 号様式までを次のように改める。

第97号様式 (第 138 条)

備 品 番 号	
所 属	
当 初 受 入 日	年 月 日
名 古 屋 市	

(日本工業規格 A 9 横長)





によってしたものとみなす。

- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている第76号様式及び第97号様式の内紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(名古屋市予算規則の一部改正)

- 5 名古屋市予算規則（昭和39年名古屋市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（別記様式第1号）」を削る。

第10条第1項中「（別記様式第2号）」を削り、同条第2項中「（別記様式第1号）」を削る。

第11条第1項中「（別記様式第3号）」を削り、同条第2項中「（別記様式第4号）」を削る。

第11条の4第1項中「（別記様式第4号の2）」を削り、同条第2項中「（別記様式第4号の3）」を削る。

第15条中「（別記様式第6号）」を「（別記様式）」に改める。

別記様式第1号から別記様式第5号までを削り、別記様式第6号を別記様式とする。

名古屋市告示第89号

収納代理金融機関の指定に関する告示の一部改正

昭和52年名古屋市告示第 146号（収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成31年 2月25日から施行します。

平成31年 2月25日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「 | 桑名信用金庫 | 同上 | 」を

「 | 桑名三重信用金庫 | 同上 | 」に改める。

名古屋市会計室出納課

名古屋市告示第90号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により告示します。

平成31年 2月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 白鳥公園白鳥庭園

平成31年 4月28日の供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 8時30分から午後 4時30分まで」に変更します。

2 白鳥公園駐車場

平成31年 4月28日の供用時間について「午前 8時45分から午後 5時まで」を「午前 8時30分から午後 5時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第91号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年 2月27日

名古屋市長 河 村 たかし

許可年月日及び 許可番号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
平成30年 9月28日 30指令住開指第 128号	名古屋市緑区鳴海町字 神ノ倉 3番 309外 1筆	名古屋市緑区元徳重一丁 目 107番地 荒木澄男
平成28年12月 1日 28指令住開指第 158号	(第 2工区) 名古屋市熱田区大宝二 丁目 427番 1	名古屋市熱田区熱田西町 1番25号 学校法人名古屋学院大学 理事長 因田義男
平成30年10月 3日 30指令住開指第 130号	名古屋市北区楠一丁目 1504番	名古屋市中区丸の内一丁 目17番 2号 株式会社玉善 代表取締役 玉野善教
平成30年 8月13日 30指令住開指第 102号	名古屋市守山区小幡南 三丁目 213番	名古屋市守山区小幡南一 丁目 7番 8号 浅井芳雅

平成30年 7月31日 30指令住開指第89号	名古屋市諸ノ木南部土 地区画整理組合25街区 仮 1番 1外15筆	名古屋市天白区原四丁目 1107番地 株式会社マミヤ 代表取締役 間宮陸海
平成28年 5月19日 28指令住開指第27号	名古屋市昭和区高峯町 104番 1外 4筆	名古屋市昭和区南山町15 番地の15 菊池 清
平成30年 2月21日 29指令住開指第 250号	名古屋市港区福前一丁 目 524番 1外 2筆	愛知県日進市竹の山三丁 目 803番地 アサヒ住宅株式会社 代表取締役 都築新次
平成30年 7月19日 30指令住開指第79号	名古屋市港区新茶屋五 丁目1023番 1外 1筆	名古屋市港区八百島一丁 目1005番地パティオ 103 号 山田賢治
平成30年10月25日 30指令住開指第 150号	名古屋市緑区四本木 805番外 2筆	名古屋市中区丸の内二丁 目12番 8号 株式会社菊和 代表取締役 菊池 清

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第92号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成31年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
ばばみみ・はな・のどクリニック	名古屋市千種区日和町 1丁目 1番地の 4	平成30年 5月 1日
エースクリニック	名古屋市中村区名駅四丁目10番25号	平成31年 1月 5日
医療法人向仁会熱田クリニック	名古屋市熱田区比々野町61番地の 3	平成31年 1月 1日
とうじま内科・外科クリニック	名古屋市熱田区一番三丁目 3番 6号	平成30年10月 1日
鳴子クリニック	名古屋市緑区鳴子町 1丁目44番地の 2	平成30年10月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
ステラ歯科	名古屋市千種区仲田二丁目17番7号	平成31年1月1日
成田歯科	名古屋市中川区かの里一丁目603番地	平成31年1月1日

### 3 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
コスモス調剤薬局庄内通店	名古屋市西区庄内通1丁目73番地の1	平成31年1月1日
中日調剤薬局八事日赤前店	名古屋市昭和区山手通3丁目9番地の2	平成31年1月1日
ポトス薬局とくしげ店	名古屋市緑区元徳重二丁目104番地	平成31年2月12日
れんげ薬局名古屋島田店	名古屋市天白区島田三丁目612番地	平成31年1月1日

### 4 訪問看護ステーション

医療機関名	所在地	指定年月日
くらしケア名古屋訪問看護ステーション	名古屋市千種区小松町6丁目11番地の3	平成31年1月4日
F o o t a g e 訪問看護ステーション覚王山	名古屋市千種区桐林町2丁目68番地	平成31年1月1日
エム訪問看護ステーション	名古屋市東区泉二丁目17番17号	平成30年12月1日

パインスマイル訪問看護ステーション	名古屋市中村区靖国町 1丁目 103番地	平成30年10月 1日
訪問看護ステーションGARO鶴舞	名古屋市昭和区鶴舞二丁目12番24号	平成31年 1月 1日
プレーナー色訪問看護ステーション	名古屋市中川区大当郎二丁目 801番地の 2	平成31年 1月 1日
訪問看護ステーションあおい	名古屋市守山区幸心三丁目1407番地	平成30年 9月 1日
訪問看護ステーショントーマス	名古屋市緑区相原郷二丁目2007番地	平成30年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第93号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成31年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	とうじま内科・外科クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市熱田区一番三丁目 303番
	新	名古屋市熱田区一番三丁目 3番 6号
変 更 年 月 日	平成28年 5月27日	

医 療 機 関 名	医療法人圭翔会永井医院	
所 在 地	旧	名古屋市港区名港一丁目19番13号
	新	名古屋市港区名港一丁目20番10号
変 更 年 月 日	平成31年 1月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

## 名古屋市告示第94号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

### 1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ばばみみ・はな・のどクリニク	名古屋市千種区日和町 1丁目 1番地の 4	平成30年 5月 1日
田中皮膚科	名古屋市北区平安一丁目 8番48号	平成31年 1月 1日
医療法人有心会熱田クリニック	名古屋市熱田区比々野町61番地の 3	平成31年 1月 1日
とうじま内科・外科クリニック	名古屋市熱田区一番三丁目 3番 6号	平成30年10月 1日
整形外科鳴子クリニック	名古屋市緑区鳴子町 1丁目44番地の 2	平成30年10月 1日

ワタライ内科	名古屋市天白区元八事五丁目 121番地	平成31年 4月 1日
--------	------------------------	-------------

## 2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
成田歯科	名古屋市中川区かの里一丁目 603番地	平成31年 1月 1日

## 3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
中日調剤薬局八事日赤前 店	名古屋市昭和区山手通 3丁目 9 番地の 2	平成31年 1月 1日
キョーワ薬局熱田店	名古屋市熱田区外土居町 5番14 号	平成31年 1月 1日
なの花薬局名古屋島田店	名古屋市天白区島田三丁目 612 番地	平成31年 1月 1日

## 4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護ステーションG ARO瑞穂	名古屋市瑞穂区西ノ割町 2丁目 32番地の 1	平成31年 1月 1日
訪問看護ステーション笑 夢	名古屋市中川区高畑一丁目87番 地	平成31年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第95号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

平成31年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
あさくら歯科クリニック	名古屋市千種区清明山一丁目 1番 19号	平成31年 2月12日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第96号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成31年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションやまと	名古屋市昭和区長戸町 2丁目16番地の 3	平成30年11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第97号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成31年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	旧	ワシノ内科
	新	さいき内科クリニック
所 在 地	旧	名古屋市昭和区明月町 2丁目38番地
	新	名古屋市昭和区明月町 2丁目38番地の 3
変 更 年 月 日	平成31年 1月 7日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第98号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成31年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
能登肛門科	名古屋市昭和区紅梅町 2丁目24番 地	平成31年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第99号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成31年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
津田医院	名古屋市南区道德通 2丁目20番地の 2	平成31年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 100号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第  
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住  
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年  
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項  
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、  
次のとおり変更の届出がありました。

平成31年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名	前原 学	
施 術 所 名	旧	KE i ROW名古屋瑞穂東ステーション
	新	訪問マッサージKE i ROWあまステーション
所 在 地	旧	名古屋市瑞穂区八勝通 2丁目30番地の 2
	新	愛知県海部郡蟹江町本町十一丁目 169
変 更 年 月 日	平成31年 1月 4日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第101号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成31年2月28日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

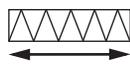
道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
市道	A	赤坂下方町線	名古屋市千種区月ヶ丘3丁目138番地先から	前	0.118	6.36	第1図
			名古屋市千種区月ヶ丘3丁目151番地先まで	後	0.118	5.45	
	A	矢田町第250号線	名古屋市東区矢田五丁目801番地先から	前	0.309	5.45	第2図
			名古屋市東区矢田四丁目1609番地先まで	後	0.309	5.62 ～ 7.27	
	A	切戸町南北線	名古屋市熱田区野立町1丁目83番地先から	前	0.034	7.25	第3図
			名古屋市熱田区野立町1丁目82番の2地先まで	後	0.034	4.00	
A	荒子西部第25号線	名古屋市中川区荒中町119番地先から	前	0.078	6.50	第4図	
		名古屋市中川区荒中町124番の1地先まで	後	0.078	6.00		

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

# 第1附図



## 凡例

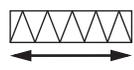


区域変更により道路の幅員を改める部分

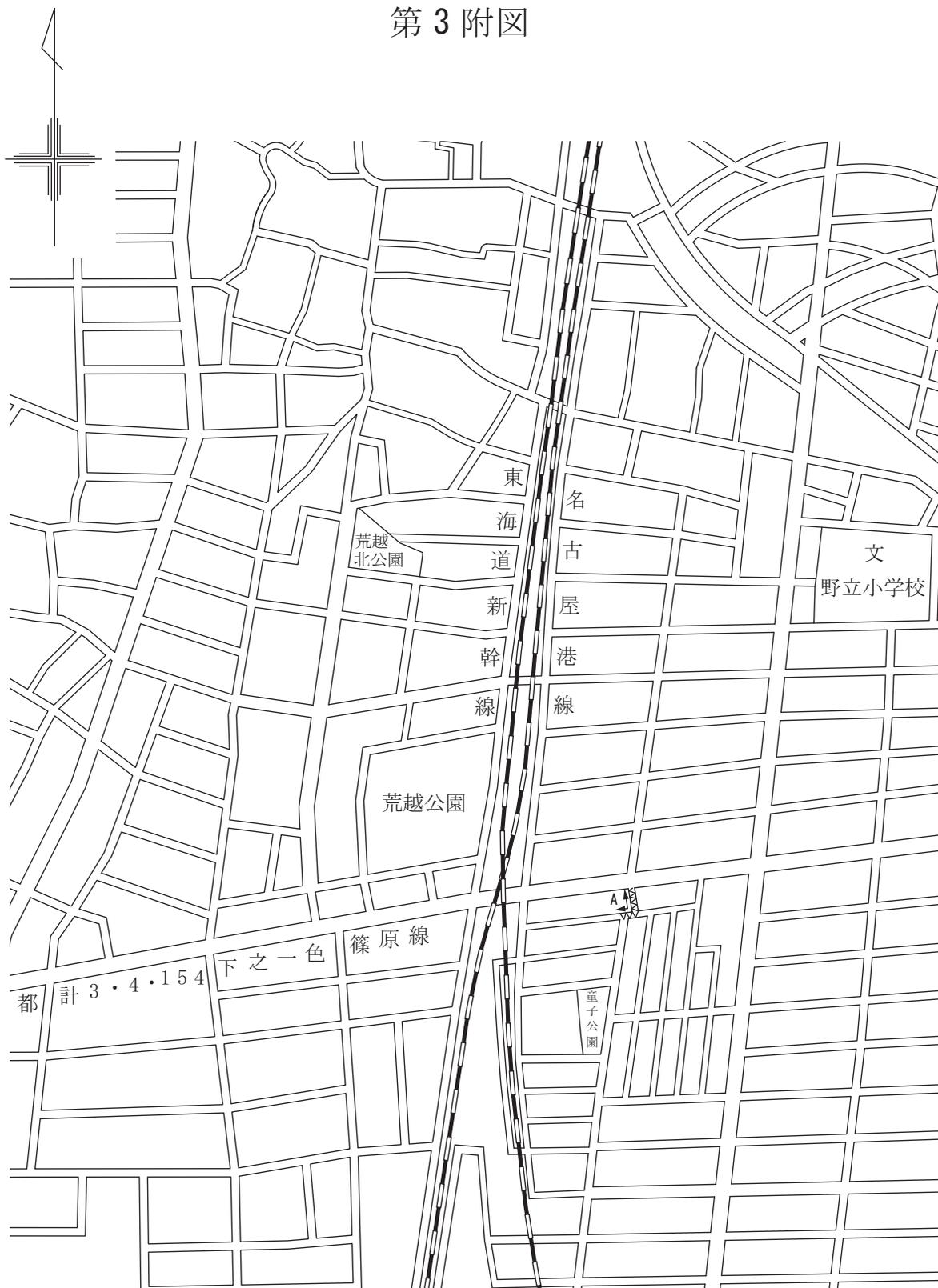
# 第2附図



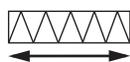
## 凡例

-  区域変更により道路の幅員を改める部分

# 第3 附図



## 凡例

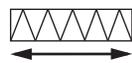


区域変更により道路の幅員を改める部分

# 第4附図



## 凡例



区域変更により道路の幅員を改める部分

名古屋市告示第 102号

名古屋市障害者スポーツセンターの臨時開館について

名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第53号）第 2条第 3項の規定に基づき、次のとおり臨時に休館日に開館します。

平成31年 2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設の名称

名古屋市障害者スポーツセンター

2 臨時に開館する期日

平成31年 4月30日（火・休）

平成31年 5月 1日（水・祝）

平成31年 5月 2日（木・休）

平成31年 5月 3日（金・祝）

平成31年 5月 4日（土・祝）

平成31年 5月 5日（日・祝）

平成31年 5月 6日（月・休）

平成32年 3月21日（土）

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 103号

市街地再開発事業の事業計画の変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第 2項において準用する同法第17条の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可しました。

平成31年 3月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 組合の名称  
錦二丁目 7番地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
平成29年11月20日から平成34年度まで
- 3 施行地区  
名古屋市中区錦二丁目 705番、 706番、 707番、 708番、 709番、 710番  
1、 710番 2、 710番 3、 710番 4、 711番、 712番、 716番 3、 717番  
1、 717番 2、 718番 1、 718番 2、 719番、 720番 1、 720番 2、 720  
番 3及び 727番
- 4 事務所の所在地  
名古屋市中区錦二丁目16番 1号
- 5 設立認可の年月日  
平成29年11月20日
- 6 事業計画の変更の認可の年月日  
平成31年 3月 1日

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

## 名古屋市告示第 104号

### 市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦 覧

都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）第38条第 2項において準用する法第17条の規定により、錦二丁目 7番第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可しましたので、法第38条第 2項において準用する法第19条第 4項の規定により、次のとおり一般の縦覧に供します。

平成31年 3月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

（名古屋市役所西庁舎 3階）

#### 2 縦覧の期間

平成31年 3月 1日から法第45条第 6項又は法第 100条第 2項の公告の日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く。

#### 3 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

名古屋市告示第 105号

家賃算定に関わる利便性係数について

平成31年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 3項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

平成31年 3月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

名 称	棟名称	号 数	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種の 住宅の家賃
山田東荘	南 1棟	101号	0.9107	0.9430	0.9961	99,800円
		102号	0.9107	0.7984	0.9961	84,300円
		103号、 203号、 303号、 403号、 503号、 603号 及び 703号	0.9107	0.6676	0.9961	69,700円
		104号、 105号、 107号、 201号、 204号、 205号、 207号、 301号、 304号、 305号、	0.9107	0.9507	0.9961	99,200円

	307号、 401号、 404号、 405号、 407号、 501号、 504号、 505号、 507号、 601号、 604号、 605号、 607号、 701号、 704号、 705号 及び 707号				
	106号、 108号、 202号、 206号、 208号、 302号、 306号、 308号、 402号、 406号、 408号、 502号、 506号、 508号、 602号、 606号、 608号、 702号、 706号及び 708 号	0.9107	0.7984	0.9961	83,500円

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 106号

名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

平成31年 3月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区三の丸 三丁目 1番 1号 名古屋市緑政土木局 道路建設部道路建設 課 (名古屋市役所西庁 舎 7階)	名古屋都市計画道路事業 3・ 2・ 53号東志賀線、 3・ 3・ 55号上飯田線及 び 3・ 4・ 100号山の手 通線に係る図書	平成 9年 9月26日から 平成35年 3月31日まで

2 縦覧期間

平成31年 3月 1日から平成35年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日  
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の  
休日を除きます。

3 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課